

特別徴収Q & A（特別徴収の制度全般について）

Q1:特別徴収にすることで、どういったメリットがあるのですか？

A1: 従業員の皆さんが納期ごとに金融機関へわざわざ出向いて納付する必要がなくなり、納め忘れの心配もありません。

さらに、普通徴収は年4回の納期で納めることとなりますが、特別徴収は年12回で納めることとなりますので、1回あたりの負担が少なくなります。

Q2:今まで特別徴収していなかったのに、なぜ、今になって特別徴収にしなければならないのですか？

A2: 地方税法では、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、事業所の規模にかかわらず、事業主の社会的義務として、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされており、する・しないを選択できるものではありません。

これまでも特別徴収する義務があったのですが、そのことが徹底されていませんでした。そのため、本県では、納税者の利便性・公平性の確保、法令遵守の観点から、全県あげて特別徴収を推進することとし、平成26年度までに県内すべての市町村が特別徴収を完全実施することになりました。

なお、全国の市町村においても、同様の観点から、特別徴収の徹底の取組みが行われています。

Q3:特別徴収にできなかった場合、罰則があるのですか？

A3: 事業主が、通知された特別徴収税額を納税しない場合は、滞納のみならず、脱税となることから、地方税法の規定により、10年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金が科せられます。

特別徴収Q & A（特別徴収の対象事業所・対象者）

Q4:従業員が少ない事業所でも、特別徴収にしなければなりませんか？

A4: 従業員数にかかわらず、特別徴収の義務があります。

なお、従業員数（納税義務者数）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）もあります。

Q5:特別徴収の対象となる給与所得者はどのような人ですか？

A5: 前年中に給与支払いを受け、4月1日現在で給与の支払いを受けている方が、特別徴収の対象となると地方税法や市町村の条例で義務づけられています。

したがって、給与所得となる役員報酬を得ている役員、青色事業専従者も、この要件に当てはまる場合は、特別徴収の対象となります。

なお、例外的に特別徴収を行わなくてもよいのは、次のケースに限定されています。

- ・常時2人以下のお手伝いさん等のような家事使用人だけに給与を支払っている場合
- ・毎月給与を支給しない場合
- ・外国航路を航行する船舶の船員に不定期で給与を支払う場合

Q6:アルバイトなどの臨時職員も特別徴収の対象となるのですか？

A6: 所得税を源泉徴収している事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっていますので、アルバイトやパートであっても、特別徴収にする必要があります。

ただし、次のような場合には、普通徴収となりますので、該当する従業員がいる場合にはご連絡ください。

- ・他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている。
- ・従業員が退職したため、翌年の給与から特別徴収できない。
- ・給与の支払額が少なく、特別徴収しきれない。
- ・給与が毎月支給されない。

Q7:従業員は家族だけなので、特別徴収にしなくてもよいですか？

A7: 家族であっても、専従者として毎月給料を受け取り、個人住民税が課税される場合は、特別徴収する義務があります。

Q8:市外から通勤している従業員の特別徴収はどのようにしたらよいですか。

A8: 従業員が居住するすべての市町村について、個人住民税を特別徴収にさせていただく必要があります。詳細につきましては各市町村住民税担当課までお問い合わせください。

Q9:従業員から、今までどおり普通徴収で納税したいと希望があったのですが…。

A9: 法定要件に該当する全ての事業主が、地方税法と市町村の条例により、特別徴収義務者として指定されていますので、従業員の個人的な希望によって個々に普通徴収を選択することは認められていません。

特別徴収Q & A（特別徴収の手続き・納税）

Q10:新たに特別徴収により納税するためには、どのような手続きをすればいいのですか？

A10: 毎年1月末日までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を提出してください。

その後、市町村がその給与支払報告書等に基づいて税額の計算を行い、5月に特別徴収税額通知書を送付します。

特別徴収税額通知書には、6月から翌年5月までに徴収する個人住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から特別徴収税額通知書に記載された月割額を徴収して、翌月の10日までに市指定金融機関へ納入してください。

Q11:特別徴収を始める場合、事務が複雑になったり、大変になったりしませんか？

A11: 事業主の皆さんに行っていただく主な事務は、

- ・ 毎月の給与から、各市町村が通知した税額を引き去り
- ・ 引き去りした税額を翌月の10日まで各市町村に納入
- ・ 従業員の就職・退職があれば市町村に連絡

というものです。

所得税のように、税額の計算や年末調整などを行う必要はありませんので、難しいものではありません。

Q12:税額の計算はどのようにするのですか？

A12: 個人住民税額の計算は、1月末日までに事業主が提出した給与支払報告書等に基づき各市町村で行い、毎月の納税額を通知しますので、給与から引き去りする金額を事業主が**計算する必要はありません。**

また、所得税のように、年末調整を行う必要もありません。

Q13:毎月の税額が途中で変わることはないですか？

A13: 個人住民税は前年の所得に対して計算しますので、税額が変わることは原則ありません。

ただし、従業員の方が確定申告や修正申告したりすると、個人住民税を再計算することになり、税額が変わる場合もあります。

このような場合は、引き去りが済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書を送付しますので、それ以降は変更後の額で引き去りをお願いします。

また、税額が大幅に減り既に天引きされた税額を還付する場合は、変更通知書を送付するとともに、返金の方法などについて後日連絡します。

Q14:特別徴収した税金の市町村への納入は、毎月行わなければなりませんか？

A14: はい。毎月給与から引き去りし、翌月の10日までに納めていただきます。

なお、総従業員数が常時10人未満である事業所は、市町村に申請し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）もあります。

Q15:特別徴収した税金を納める際に、振込手数料はかかりますか？

A15: 送付した納入書に記載している金融機関やゆうちょ銀行で納めていただければ、**振込手数料はかかりません。**

それ以外の金融機関からの振り込みは、手数料が必要となります。手数料の金額については、振り込みをする金融機関におたずねください。

また、各金融機関で行っている地方税納付代行サービスを利用すると金融機関に出向くことなく納入が可能です。こちらは有料のサービスであり、実施していない金融機関もありますので、詳細につきましては各金融機関へお問い合わせください。

Q16:事業が不振で、納期限内に納税できないのですが…。

A16: 税金は納期限内に納税すべきことが法律で定められています。また、特別徴収した個人住民税は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありません。

特別徴収義務者である事業主がこれを滞納した場合は、納税義務者である従業員の個人住民税が未納となってしまいますので、納期限内に必ず納めてください。

なお、納入すべき個人住民税を納期限内に納入しなかった特別徴収義務者に対しては、地方税法に罰則規定が設けられているほか、滞納税額について滞納処分が執行されることとなりますので注意してください。